

○越谷市における後援等の基準及び手続きに関する要綱

平成18年3月2日

告示第50号

(目的)

第1条 この要綱は、国、他の地方公共団体、公益法人その他の団体（以下「団体」という。）が催す講演会、展示会、競技会、記念事業その他の事業に対し、後援、協賛又は共催（以下「後援等」という。）を行う場合の基準等を定め、もって適正な行政の執行を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 後援 団体が広く市民を対象とし、その目的及び内容が芸術、文化又はスポーツの振興など市民福祉の増進に寄与すると認められる事業を行う場合に、市が団体の申請に基づいて当該事業の支援者として単に名を連ねることをいう。

(2) 協賛 団体が前号に規定する事業のうち、特に市民福祉の増進に果たす役割が大きいと認められる事業を行う場合に、市が団体の申請に基づいて後援のほか、物品の支給等の支援を行うことをいう。

(3) 共催 団体が第1号に規定する事業のうち、公益性から判断して市が主催者の一として事業の運営等を行う必要があると認められる事業を行う場合に、市が団体の申請に基づいて主催者に名を連ねるほか、必要な協力を行うことをいう。

(対象外事業)

第3条 市は、団体の行う事業が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、後援等を行わない。

(1) 特定の思想、政治又は宗教的な内容を含む事業

- (2) 営利、商業宣伝又は売名を目的とする事業
- (3) 入場料、出品料、参加料等を徴収する場合において、徴収する金額が事業を遂行するうえでの必要最小限の範囲を超え、かつ、参加者に過重な負担を求めることとなる事業
- (4) 次条第3項に規定する条件が履行されなかった事業
- (5) 会員等の勧誘を目的とする事業
- (6) 法令等（法律及び法律に基づく政令その他の命令、埼玉県の記事及び規則並びに市の条例及び規則をいう。）に違反する事業
- (7) 公序良俗に反し、又は反するおそれのある事業
- (8) 参加者の安全及び衛生が十分確保できない事業  
(後援等の申請等)

第4条 市の後援等を受けようとする団体は、事業の開催通知等において市の名を使用する1月前までに後援等に関する申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付し、市長に申請しなければならない。

- (1) 定款、会則等団体の設立目的及び活動内容を明らかにできる書類
- (2) 役員及び事業関係者の名簿
- (3) 事業計画等事業の目的、内容等を明らかにできる書類
- (4) 事業に係る収支予算書
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定により申請があった場合において、後援等を行うときは後援等決定通知書（第2号様式）により、後援等をしないときは後援等不承認通知書（第3号様式）により、それぞれ当該団体に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により後援等を行う場合において、必要があると認めるときは、その決定に条件を付することができる。

(事業変更等の届出)

第5条 後援等の決定を受けた団体は、当該決定を受けた事業の内容を変更し、又は開催を中止しようとするときは、後援等に係る事業変更・中止届出書（第4号様式）により、市長に届け出なければならない。

2 前項の届出書には、当該決定を受けた事業の内容を変更し、又は開催を中止することを示す書類を添付するものとする。

（後援等の取消し）

第6条 市長は、後援等の決定をした事業が、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、後援等の決定を取り消すものとする。

（1） 虚偽その他不正な手段により後援等の決定を受けた場合

（2） 第3条各号のいずれかに該当することが明らかになった場合

（3） 第4条第3項の規定による条件に違反した場合

2 市長は、前項の規定により後援等の決定を取り消した場合は、後援等決定取消通知書（第5号様式）により、当該団体に通知するものとする。

3 第1項の規定により後援等の決定を取り消された団体は、支援を受けた物品等を市に返還しなければならない。

（事業実績報告書）

第7条 後援等の決定を受けた団体は、当該決定を受けた事業が終了した場合は、速やかに後援等に係る事業実績報告書（第6号様式）に事業に関する収支報告書、開催要領、パンフレットその他の事業の実施状況を明らかにできる書類を添付のうえ、当該事業の実績について市長に報告しなければならない。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成31年告示第67号）

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現に改正前のそれぞれの要綱の様式の規定により作成されている用紙は、改正後のそれぞれの要綱の様式の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（令和3年告示第136号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。